

○20番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東京電力福島第一原発事故から間もなく7年を迎えます。福島ではいまだに5万人を超える県民が避難生活を強いられています。福島第一原発では汚染水問題も解決できず、廃炉・収束も見通せません。福島県民への責任を果たせず、国民の将来を危険にさらす原発を推進することは、到底認められません。

私は、東海第二原発再稼働はやめ、廃炉へと、議会においても原発の問題を取り上げ、再稼働反対を貫いてきました。何よりも子どもたちの、そして市民の命と暮らし、ふるさとを守るために、原発ゼロの実現に全力を尽くしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、東海第二原発についてです。

1、新安全協定締結について質問いたします。

日本原電は、再稼働を明言しないまま、電力業界の後ろ盾を受けて、再稼働に向けた手続を押し進め、2月から東海村を皮切りに、周辺15市町村で住民説明会を開いてきました。

本市では、2月27日、東海第二原発の過酷事故を想定した広域避難計画を発表いたしました。笠間市に次いで2番目に策定したということですが、過酷事故が起こったらどうなるか、福島原発事故で明白ですし、首都機能も麻痺しかねません。

日本原電は、常陸太田市も入った6市村と全21条の新安全協定を結び、実質的な事前了解権を認めると回答しました。

昨年12月議会で、市長は私の質問で、これまでの安全協定とほぼ同じような権限を持ったということと答弁をされました。また、3月までに新協定書を締結すると報道などでも言われておりますが、3点伺いたいと思います。

1点目は、新安全協定案、修正案、この提示後の交渉内容と、締結の時期について伺います。

2点目は、事前了解権が再稼働のための工事着工前の権利なのか、それとも工事や検査完了後の権利なのか、この点について伺います。

3点目は、協議内容を、現在非公開のままとなっておりますけれども、この内容を公開して、新協定案を公表し、市民の意見を広く聞くことについて、市長からのこの3点についてのご答弁をお願いします。

2番目に、日立笠間線（真弓トンネル）について質問いたします。

真弓トンネルは、茨城県が約20年前に計画していた事業で、事業着手はしたものの、膨大な事業費などがネックとなり休止していました。昨年4月に、大久保市長と日立市長がトンネル整備を知事に要望し、12月の県議会定例会において、県道日立笠間線の整備に係る環境調査や道路予備設計などの費用約4億円が予算化されました。

真弓トンネルは、常陸太田市と日立市において、市の借金となる合併特例債の活用を前提として道路整備を進めようとしていることに、県議会定例会において、日本共産党は反対をしております。その理由は、本来なら県が必要な予算を確保して整備すべきであり、両市に負担をさせる

ことは問題だということからです。

巨額な財源を必要とする県道日立笠間線の道路整備について、4点伺います。

1点目は、昨年12月12日、全員協議会で説明をされました、その後の未確定事項の進捗状況について伺います。

2点目は、財源措置で確定した事項についてです。

3点目、四季の丘・機初団地通過の影響、課題と対策について伺いたいと思います。既に住民説明会も終了しておりますけれども、あの機初団地の道路の幅員ですけれども、大変狭いということはお前から出ておりました。国道293号バイパスの幅員、18メートルありますけれども、機初団地の幅員が12メートル——車道が7メートル、両側に歩道が2.5メートルあるわけですが、そういうわけで、狭いと高齢者や子どもたちにとっても交通環境が悪化される、騒音、こういう問題でも出ておりますので、どのように対処していくのか伺いたいと思います。

4点目は、地域住民への説明会で出された意見・要望と対応について。

4点伺いたいと思います。

3番目に、生活保護の削減計画の影響について質問いたします。

今回の政府の生活保護削減計画は、食費や光熱費など、日常生活に充てる生活扶助を最大5%削減することなどを行うものです。この案どおりに削減が実行されれば、夫婦と子ども2人の世帯で10%以上カットされ、今でもぎりぎりの苦しい生活は、とても立ち行かなくなってしまう。

厚生労働省は、今年10月からの生活保護費の削減を実施すれば、これに伴い、47の低所得者向けの医療や福祉、年金などの施策で影響が出ることを明らかにしました。生活保護費削減を許せば、多くの低所得者が、他の制度でも負担増などの不利益を受ける、この可能性があります。

生活保護基準は、憲法25条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しています。

厚労省は、生活保護基準額を減額しても、できる限り他の制度にその影響が及ばないように対応するとしておりますが、しかし、5年ごとの見直しで、2013年にも、今回と同様に、日常生活費に充てる生活扶助費が段階的に引き下げられ、このときは、2015年度の厚労省の調査で、全国で27自治体が就労援助、就学援助の対象者を狭める事態が起きております。生活保護基準の引き下げ時点で就学援助を受けていた世帯の影響だけではなく、従来どおりの基準なら就学援助を受けられた入学前の子を持つ世帯でも、受けられなくなったという世帯があったと見られます。

今必要なのは、扶助のカットではなく、一般の低所得者世帯にも生活保護世帯にも、必要な支援を行い、暮らしの底上げを図り、引き下げの悪循環を断ち切ることだと思います。

1点目に、生活扶助費の削減計画の影響について伺います。子どものいる世帯は、深刻な影響を受けることについてです。

児童養育加算、母子加算の見直し案では、例えば、児童養育加算は、現行では児童手当と同額ですが、今回の見直し案によって、3歳未満の子どものいる生活保護世帯は、むしろ下げられま

す。子どものいる世帯に打撃が大きくなります。

こうした影響をどのように捉えておられるのか、見解を伺います。

2点目は、就学援助や保育料、障害福祉サービスの利用料などにも影響することについての見解と、今後の対応について伺います。

4番目に、がん検診について。

1、がん検診の受診率向上と助成について伺います。

がんは、早期発見・早期治療によって、また治療技術の目覚ましい進歩によって、今日では必ずしも克服できない疾病ではないと言われております。現在、がんは、全国的にも、そして本市においても、死因の第1位になっており、本市の平成20年度から24年度の死因割合は、27.3%——これは平成27年の茨城県市町村健康指標の数値です。3.7人に1人ががんで亡くなっているということになります。がんの克服が自治体としての重要課題となっております。

また、平成27年度の本市のがん検診受診率は、肺がんが28.3%、胃がんが8.8%、大腸がん18.3%、乳がん17.0%、子宮頸がん12.1%で、肺がん以外——この肺がんは65歳以上が無料になっていると、こういうところが功を奏しているのかと思います。この肺がん以外、県平均よりも下回っております。国の目標50%には、まだ距離を残しております。早期発見・早期治療のために、がん検診の受診率向上のさらなる取り組みを求めたいと思います。

そこで1点目、がん検診の受診率向上と助成について、2点伺います。

1、受診率向上策についてです。

常陸大宮市を調べたところ、各種がん検診の受診率が本市の1.3倍から2倍となっております。その取り組みをお聞きいたしましたところ、大字単位で推進協議会が設けられて、定期的に会合を持ち、推進協議会の会長などが各家庭を訪問して、検診の勧奨をしているということでした。

そして、県外に飛びますが、山形県の酒田市は、県平均を下回っていた検診率を飛躍的に向上させた教訓として、特に県、地区医師会、受託受診センターなどの機関と連携して、セット検診の拡大や検診状況調査、申し込み方法の改善などをもとに個別訪問をするなど、さまざまな施策を地道に取り組むことにより成果が上がったということです。

本市で見ますと、受診率を上げるため、成人健診、さわやかセット健診、各種がん検診など6パターンの検診を、ホームページなどで詳しく紹介しております。また、集団検診の日数を増やすなどの体制の拡充、個別勧奨の実施など、さまざまな取り組みが行われて、頑張っておられますが、受診率を見ますと、わずかな引き上げ幅にとどまっております。

受診率向上策について伺います。

2点目に、がん検診費用への助成について伺います。

各種がん検診の費用を無料化にしている、例えば東海村は、県内トップで国の目標に近づいています。もう1つ例に挙げますが、埼玉県新座市では、平成25年度から無料化した結果、どのがん検診も受診者が増え、受診率が向上している。乳がん、子宮がんは受診率が10%の増、肺がん検診や大腸がん検診は受診者が1.5倍に増え、受診率がほぼ倍加、前立腺がん検診は受診率が15%から40%台に上がったということで知らされております。

本市で見ますと、本市は胃がん検診が1,000円、大腸がん検診500円、子宮がん検診1,000円、乳がん検診1,000円、肺がん検診、これは胸部CTですが、3,000円と、このように設定されております。

先ほども申し上げましたが、エックス線による肺がん検診費用は、65歳以上無料となっておりますので、そのための受診率が高くなっていると、このように思われます。さらに、今有料の検診費用の無料化、あるいはワンコインにするなど、これを検討してはどうかと。

もうこれまで、いろいろソフトの面では行われておりますけれども、一度全国の受診率が伸びていると、その中には、やはり無料の大きな影響があるわけです。

がん検診費用への助成について、見解を伺いたいと思います。

5番目に、太陽光発電施設の適正導入について質問いたします。

市内では、太陽光発電の設置が盛んとなっております。どのような形態でも歓迎するというのではなく、地域それぞれの条件に見合った、環境に配慮した開発・活用に取り組む必要があると思います。

2016年3月議会において、この問題を取り上げまして、事前協議を行うことを市の環境条例に追加することはどうかと、また、ガイドラインを策定すること、このようなことを提案いたしました。その際、答弁では、事前協議については検討していく、ガイドラインについては県の策定状況を見ながら検討していくというようなご答弁をいただきました。

太陽光発電施設に関して、事業者に必要な設置を促すため、茨城県が2016年10月施行でガイドラインを策定しております。県内で見ますと、日立市、北茨城市、つくば市など、9自治体で適正な設置を促す条例やガイドラインを策定しております。

私は、日立市のガイドライン、これを学びましたけれども、私が読んだ感想は、非常に詳細にわたって検討されて策定していると、このように思いました。

ここで、3点伺います。

1点目は、太陽光発電施設の、計画も含めた設置状況について。

2点目には、農地の転用件数について。農地への設置状況ですが、伺いたいと思います。

3点目に、市条例の制定について伺います。

6番目に、「主要農産物種子法」廃止の影響について伺います。

この種子法、1952年制定ですから、大分昔から、この種子法が行われてきているわけですが、この主要農産物、稲、麦、大豆、この種子の生産・普及・品種改良を、国や都道府県に義務付け、優良な種子の供給などに重要な役割を果たしてきているわけです。

しかし、この種子法が、この4月から廃止されます。この種子法は、国会ではたった5時間の審議で廃止を強行したと、こういう状況にあるわけですが、関係者からは、反対や不安の声が大きく上がっています。

国会も、都道府県の取り組みが後退することのないように、交付税措置に努めるという旨の付帯決議はしておりますけれども、種子は農業や食糧生産の基盤であり、国民の共有財産だと思います。

安倍政権は、この種子を戦略物資と位置付けて、種子の取り扱いを民間事業者に開放して、公的機関が持っている種子の技術やノウハウを民間に提供していくと言います。

今、世界では、アメリカのモンサント社のような遺伝子組み換え作物を主流とする多国籍企業が種子市場の大半を占めており、多国籍企業が種子を独占するようになれば、価格のつり上げで、生産者・消費者に大きなしわ寄せが及ぶことになります。

また、消費者などから、種子法があったからこそ守られてきた食の安全に不安の声が上がっています。

茨城県では、稲、麦、大豆、そして奨励品種としてソバと落花生とカンショと、この種子法によって、原原種や原種の生産をしてくれていますが、種子法が廃止になれば、本市の米やソバなど、地域に合った品種の品質と価格に大きな影響がでるのではないかと危惧しております。

そこで、2点伺います。

1点目ですが、本市農業への影響について、また県の動向などを伺います。

2点目に、食料主権を守り、良質で低廉な種子の提供を継続するための対策についてのご見解を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 日本原電東海第二発電所に関する新安全協定についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新安全協定案提示後の交渉内容についてであります。平成29年11月22日に、実質的な事前了解の権限を認める新協定を締結したい旨、日本原電から原子力所在地域首長懇談会が回答を得たところでありますけれども、ここの条文の修正に関しては、現在、首長の意見をもって折衝中でございます。

また、新協定の締結時期につきましては、今月末を目指しているところであります。

次に、事前了解権を行使する時期に関するご質問についてでございますが、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更等する場合に、事前になされる説明をとおした事前協議のときに行使をする権限であります。

また、新協定に関する協定内容及び新協定案の公表につきましては、調整が完了し、協定の締結後に、原子力所在地域の首長懇談会におきまして検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 日立笠間線についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、12月12日、全員協議会以降の未確定事項の進捗状況についてでございます。

まず、国からの交付金につきましては、内閣府所管の地方創生道整備推進交付金、いわゆる道整備交付金と、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の2種類を活用していく方向で、国、県と事務協議を進めております。

また、地域の方々のご理解につきましては、3回に分けて対象地区の説明会を実施しておりますが、全体として過度な反対意見はなく、平成27年の国勢調査による日立市への通勤者数4,122人に対する通勤時間の短縮による利便性の向上、さらには緊急時における日立市内の高度医療機関への速やかな搬送路の確保が必要など、当市の現在の置かれた状況等から、当道の必要性や重要性についてご理解をいただけたと考えており、あわせて、各地区において、測量や調査を行うことをご同意いただいております。

また、県からの合併支援費については、県所管課からも内諾が得られております。

次に、日立市との負担協定等についてですが、本年1月22日付で、道路の建設及び路線認定に係る協議書を締結しております。

続きまして、2点目の財源措置についてのご質問にお答えいたします。

財源については、国の交付金、合併特例債、市の一財となります。また、各費目による最終的な支出内訳としましては、現在の制度上のものを申し上げますと、事業費の約50%が国の交付金、約33%が合併特例債による交付税措置、約12%が県からの合併支援費、残りの約5%が市の一財負担となります。

なお、この一財については、当市で施工を予定している日立市と当市をつなぐトンネル工事につきましては、日立市内区間分に相当する一財支出を日立市で負担することで進めております。

3点目の、四季の丘・機初団地通過の影響課題とその対策についてのご質問と、4点目の地域住民への説明会で出された意見・要望と対応についてのご質問につきましては、関連すると考えられるため、2点あわせて答弁させていただければと思います。

年末の12月26日に実施した世矢地区として、亀作町、真弓町、大森町を対象とした説明会には57名の方に、また、1月29日の高貫町では32名の方にご出席をいただきましたが、この2地区からの大半の意見は、早く事業を進めてほしい旨でございました。2月25日に実施しました機初団地説明会では、日立市内に通勤しておられる方からは、通勤時間が短縮されるので早期整備を望むという意見がございました。また、子どもさんが小中学校に通学していると思われる女性の方からは、交通安全対策などの設計をきちんと行い、住民と十分に話し合いを持ってほしいとの意見をいただいております。

市としましては、団地内においても測量調査を実施し、交通安全対策等について十分に検討を行い、住民の皆様への説明とともに、意見調整もしっかりと行っていきたいと考えております。

**○益子慎哉議長** 保健福祉部長。

[滑川裕保健福祉部長 登壇]

**○滑川裕保健福祉部長** 保健福祉関係の、大きく2点のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、大きなご質問の1点目、生活保護の削減計画の影響のうち1点目の、子どものいる受給世帯は深刻な影響を受けることについての見解等のご質問でございますが、今回の生活保護基準の見直しにつきましては、厚生労働省の社会保障審議会において、前回の5年前に実施した見直しによる受給世帯の影響を考慮し、一般低所得世帯による消費実態との均衡を図ることとし、5年ごとの生活基準の見直しが本年10月に行われるものでございます。

なお、前回の見直しの際は、子どものいる受給世帯につきましては、最大10%以内の減額でございましたが、今回は減額幅を5%以内にとどめるとともに、前回と同様に、3年間をかけ、段階的に減額措置を実施するなど、激変緩和措置が講じられることとなっております。

また、子どもの自立助長を図る観点から、児童養育加算の対象年齢の拡大、入学準備金の増額、及び大学進学時の一時金支給等の扶助費の拡大についても、同時に講じられる予定となっております。

現時点においては、この見直しに伴う生活保護の基準額が示されていないため、受給世帯にかかわる具体的な影響額の試算までには至っておりませんが、今後においては、基準額が示され次第、これらの内容について受給者の方々にご説明をし、引き続き生活保護の適切な実施に努めてまいります。

続きまして、2つ目の、今回の見直しによる就学援助や保育料、障害福祉サービスの利用料など、関連する他制度への影響でございますが、現時点においては、国が示す対応方針である、できる限りその影響が受給世帯に及ばないよう対応することの方針を踏まえ、国との動向を注視し、その情報の収集に努め、知り得る情報の範囲内において、関係部署との連携及び調整を図りながら、見直しの際、適切な対応が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きなご質問の2点目、がん検診の受給率向上と助成のうち、1つ目のがん検診の受給率向上についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本市のがんにかかわる検診につきましては、国及び県の指針に基づき、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん及び子宮がんの検診に加え、市独自の前立腺がんの検診を、集団により実施しております。

なお、乳がん及び子宮がんの検診につきましては、医療機関による検診も可能としており、6つのがんについて各種の検診を実施しているものでございます。

検診における現在実施する受給率向上対策を申し上げますと、受給に向け、市民の方々への周知といたしましては、保健推進員による各種がん検診の受給に向けた勧奨チラシの各戸配布や、全ての検診にかかわる前年度受診者への個別の勧奨を行っております。さらには、今年度より、未受診の方で子宮がんの検診の対象となる25から40歳までの方々、及び胃がん、大腸がん、肺がん、乳がんの検診対象となる45から65歳までの方々には、それぞれに、5歳刻みの節目において、受診に向け個別の勧奨を始めたところでございます。

また、受診を受けていただく体制の整備として、特定健診と胃がんほか4つのがん検診を同時に受診できるセット健診や、休日に実施する土日健診を実施し、各種事業の改善及び拡充を図り、受診率の向上に努めているところでございます。

さらなる取り組みの拡大といたしましては、本年度実施いたしました各地区ごとの医療費の分析結果に基づき、それぞれの地区に保健師が直接入り、戸別訪問を実施し、その疾病の傾向等をお知らせするとともに、日常における健康管理及び各種検診の必要性を、地区の保健推進員、食生活改善委員とともに、普及の拡大に努めてまいります。

また、30年度においては、健診及び健康への習慣の拡大へのきっかけづくりとして、健康ポ

イント事業を導入、さらには、健診に新たに追加をしたピロリ菌の有無を判定する胃がんリスク検診のPRに努め、健診の重要性及び健康の大切さについての普及拡大を図ってまいります。

次に、2つ目の検診費用への自己負担に対する助成でございますが、本市における各種がん検診を受けていただく際の自己負担割合といたしましては、平均をいたしますと、昨年までは約26.6%でございましたが、今年度は子宮がん及び乳がんの医療機関検診時の補助額を拡大し、集団検診と同等の自己負担額といたしたところでございます。その割合は、約21.5%に減額となっております。また、受診の際の助成方法といたしましては、費用の直接的な補助のみではなく、41歳となる方全員への大腸がん検診、女性を対象とした21歳となる方の子宮がん検診及び41歳となる方の乳がん検診について、県の補助の活用による無料クーポン券を配付しております。さらには、市独自事業として、41歳となる方全員への胃がん及び肺がん検診について無料クーポン券を配付し、受診時の自己負担軽減と周知に努めているところでございます。

今後につきましても、各種がんの予防施策に積極的に取り組んでまいります。やはり、基本的にはがんを早期に発見できた、がんにならなくてよかったという意識付けが最も大切であり、受診により、住民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという観点から、健康に結び付く各種施策を総合的に推進してまいります。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

○西野千里市民生活部長 太陽光発電施設の適正度についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の太陽光発電施設の設置状況について、及び2点目の農地転用の状況につきましては、関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

本市では、太陽光発電施設の設置につきましては、平成28年10月に施行されました、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づいた対応を行っているところでございます。県のガイドラインでは、発電規模が50キロワット以上の施設につきましては、事業者に対しまして、事業の計画段階で市町村への事業概要書の提出を求めておりまして、ガイドライン策定後の平成28年10月から本年2月までに本市に提出されました事業概要書は7件でありまして、農地への設置が5件、山林への設置が1件、そしてゴルフ場跡地への設置が1件となっております。

また、農地を利用して太陽光発電施設を設置する場合には、「農地法」の規定に基づきまして、農業委員会において農地転用の手続が必要になってまいります。

県のガイドライン制定後におきましては、前段で申し上げました事業概要書の提出案件以外に42件の農地転用の許可申請が提出されておりますが、これらは全て50キロワット未満の施設でございます。

なお、宅地や山林、雑種地等、農地以外への50キロワット未満の施設の設置につきましては、事業者等から協議相談があった場合には、周辺への影響に配慮するとともに、関係する法令を遵守し、適正に施工するよう指導しておるところでございますが、施設設置に係る全ての情報が市



に入るわけではございませんので、その実質につきましては把握をいたしてございません。

3点目の、市の条例制定についてでございますが、議員のご発言にございましたように、平成28年第1回市議会定例会におきまして、大規模な太陽光発電計画について事前協議を行うことを市の環境基本条例に設置してはどうか、また、市のガイドラインを策定することを検討してはどうかというご提案をいただいたところでございますが、環境条例への追加につきましては、条例の趣旨を照らし合わせながら、可能かどうか検討してまいる旨、また、ガイドラインにつきましては、県の策定状況を見ながら検討してまいる旨、ご答弁をさせていただきました。

近年、再生可能エネルギーといたしまして、太陽光発電施設の設置が全国的に拡大する一方で、太陽光発電施設の設置による土砂崩れなどの災害の発生や、法令違反による開発、さらには騒音や排水対策などで、地域住民と事業者の間でトラブルになる事案などが見受けられますとともに、およそ20年とされます施設稼働期間終了後の撤去、廃止処分が適正に行われるのかなどにつきまして、不安視されている状況でございます。

そのため、市町村が独自で条例等を制定する動きが進んできておりまして、現在までに、県内で8市において、太陽光発電施設の設置・管理の適正化についての条例を制定しております。

他市におきましては、太陽光発電施設の不適切な設置や住民の反対運動などが契機となりまして、条例を制定した経過もあると伺っておりますことから、当市におきましては、今後そうした事案が発生する前に、茨城県のガイドラインの内容を基本としながら、当市の状況に即した条例制定の必要性が高まっているものと考えまして、平成30年度中に再生可能エネルギーの適正な設置・管理に関する条例、まだ仮称の段階でございますが、その制定を目指しているところでございます。

条例制定に当たりましては、市内における太陽光発電施設の設置計画を適切に把握いたしますとともに、周辺住民との合意形成や法令に基づいた適切な施工が行われますよう、指導・助言を行うことはもちろんのこと、事業廃止後の適切な処分や、そのための資金確保などにつきましても、本市の考え方を盛り込むことといたしまして、市内における太陽光発電施設の設置、維持管理及び撤去処分等が適正に行われ、市民の安全と安心が確保できますよう、努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 「主要農作物種子法」廃止の影響についてのご質問にお答えいたします。

初めに、「主要農作物種子法」の廃止の背景でございますが、国では、多様なニーズに対応するため、これまでの都道府県による稲、麦類、大豆の主要農作物や奨励品種の種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業のノウハウを活用した連携により、種子を開発、生産、供給することが必要であることからとしておりまして、今年の4月1日から施行となるものでございます。

ご質問の、「主要農作物種子法」の廃止による本市農業への影響について、及び良質で低廉な種子の提供を継続するための対策についてでございますが、法の廃止に伴い、国では新たに、都道府県が主要農作物の種子生産にかかわっていく上で、奨励品種の決定、主要農作物種子計画の

策定、指定種子生産ほ場の指定などを盛り込んだガイドラインを定め、それを受け、茨城県におきましては、その要領を策定し、従来どおり、県主要農作物としての稲、麦類、大豆、また奨励品種としてのソバ、落花生、カンショの種子生産及び供給を実施するとしていることから、県では、当面は種子法廃止による影響はないのではないかと考えておりますが、現時点では、実際に施行されてからの状況を注視していく必要があるものと考えてございます。

また、本市農業の持続的な振興が図られるよう、今後とも、種子の良質で安定した生産量、適正な価格での提供が非常に重要であると認識しておりまして、JA等関連機関と連携し、県へ要望してまいります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） それでは、2回目の質問に入ります。

最初に、東海第二原発について、新安全協定締結について、市長から3点についてご答弁をいただきました。

少し聞き漏らしてしまいましたので、2点目について、もう一度ご答弁いただければと思います。この事前了解権、権利ですけれども、これは工事着工前の権利なのか、着工後の、着工後と言ったら、もう再稼働を目の前にした直前の権利になりますけれども、これはどちらなのか、その点について伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、そして変更する場合に、事前になされる説明に対して、その事前協議のときに行使する権限が事前了解権ということになります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうしますと、第5条にあります、原発の新設、増設にかかわるところですけれども、そうすると工事前、着工前にということに、市長のご答弁ではこのように理解すればよろしいのでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 そのとおりです。

○20番（宇野隆子議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

今朝の茨城新聞を見ましたら、日立市での広域避難計画策定の延期ということを出ていまして、なぜ延期したかといいますと、給油場所の確保、風向きを考慮した別の避難場所の必要性など、住民から不満や疑問などが出された。やはり、これらをよく調査して具体化するために延期の方針を決めた。そういうことで、やはり住民の声をしっかりと聞く、これは非常に大事なことだと思うんです。そういう意味では、3点目の安全協定においては、全く今もって非公開ということになっておりますけれども、ぜひこれは公開できるように、全部済んでからの公開ではなくて、やはり住民の声に十分耳を傾けてほしいということで、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

2番目に、日立笠間線（真弓トンネル）について伺いたいと思います。

先ほど、財源の内訳などについてご答弁をいただいたわけですが、これは合併特例債の事業として行っていくと。そこで、県の合併支援費とか国からの交付金、そうした3つのことを合わせると、事業費の95%が充足されると。あとの5%が市の一般財源ということになりますけれども、そうすると、私、ちょっとわからないんですが、普通、合併特例債の場合には、1つの事業を行うときに、95%の充足率ということで、その普通交付金で70%は見ますよと。そうすると、70%見るということですから、95%のうちの5%、それと25%で、要するに70%は市が借金をするということになるわけですね。普通交付税で見るということですから。

ということで、例えば、今、総事業費として100億と上がっていますが、100億の場合に、その合併特例債の活用ということで見れば、国の交付税措置が95%、いろいろな支援費が入って95%、一般財源で5%という、95億が交付税措置等で、あとの5%といたら5億円になるわけですが、これが一般財源ということになるわけですか。それとも、合併に伴う事業、先ほども言いました、充足率95%、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで、これは一応、地方債ということになるわけですね。そうすると、30%は借金ということになるのか、財源はどちらなのか、非常に心配するわけです。

そこについてご説明していただきたいと思うんですが。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 財源措置についてご回答させていただきます。

今回は、県から合併支援費ということで認定を受けるということでございますので、国の交付金と、あと合併特例債による交付税措置、それを除いたのが、通常、市の負担となる訳でございますが、今回、県から合併支援費を認定されるということで、市の最終負担の7割を合併支援費として県からさらに負担をいただくということですので、諸制度を計算しますと、最終的に市の一財負担分が5%ということになるということでございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうすると、例えば、事業費100億としますと、95億で、その残り5%ですから5億円ですね。これが市の一般財源からということになるわけですか。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 基本的にはそうでございますが、先ほど補足事項で申し上げましたように、当市と日立市をまたぐトンネル工事につきましては、日立市区間内のものにつきましては、一財相当分は日立市で進めてございますので、その分は日立市から負担をいただくということで進めております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうすると、5億円のうち日立市分があるということですね。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 はい、そうでございます。

○20番（宇野隆子議員） はい、わかりました。

○益子慎哉議長 宇野議員，質問するときは挙手でお願いします。

○20番（宇野隆子議員） はい。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 先ほど，機初団地のさまざまな声といいますか，こういうところに不安を感じているとか，1つは騒音，それから通学路でもあると。先ほども申しましたように，12メートルという，幅員が狭いというようなこと，そういったことで上げました。

それで，もう一つは，平成4年から不動産での販売が始まっていますが，その後，その団地の中に県道が走るよと，日立笠間線の計画ですね，そういったところで，団地の中に県道ができると。これでは話が違うんじゃないかという，ここが住民の方々の一番の違うよという不満だったわけですね。環境が壊されるとか。

当初，県のほうに見直しの要望が出されていたわけですが，この点について，幅員というのは難しいですけれども，それでも道幅7メートルのところ，上りで大型バス，下りで大型車といったときに，それでまた通学時間ということになると，中学生も小学生も，あそこは瑞竜中，そして機初小と，通学に歩道はなってますけれども，そういった面でも，交通安全というのは，先ほど女性の方からも，非常に心配して，通学路の問題ではきちんと安全を確保してほしいと。

そういうところでは，調査をしながらやりますということでお答えしておりますということでしたが，もう一度，その辺のところをしっかりと答えていくのかどうか。調査をするということですが，測量調査をしていくということなんですけれども，その点についても一度確認したいと思います。責任を持って，そういうことで答えていくのかどうかですね。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ご指摘の道路につきましては，幅員は12メートルということで基本でございますが，団地内の幅員は12メートル様でなくて，若干広い区間もございますので，その点も含めまして，測量調査をしっかりと行い，交通安全対策をしっかりと検討して，住民の皆様にご提示して，意見調整もしっかりやっていくということで，答弁させていただきました。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 住民の理解を得られるような対策を丁寧に行ってほしいということをお願いいたします。

生活保護の削減計画の影響についてですけれども，関係部と調整しながら，適切な対応を図られるように努めていきたいということですので，やはり，2013年度は10%の削減，5年後の2018年度は5%と言いましても，その5%でも，金額にしたら，生活保護世帯，低所得者世帯は非常に大きいわけです。

そこで削減されると，今まで受け取ってきた人が今度は対象にならないということもありますので，そういった部分の調整をしっかりとやってほしいと思います。

がん検診についてですけれども，先ほども私が申しましたように，健康づくり推進課ではいろいろやられております。今度新たに健康ポイント制度を入れるとか，医療機関での子宮がん，乳がん等々は，集団検診でやるのと負担は同じようにしていくということで，私は十分そういう面

では評価しているんですけども、こういうことをやっっているながら、やはり受診率が上がらないというのは、無料で行っている自治体、近いところでは東海村を出しましたけれども、やはり無料にしているところは、埼玉県の新座市など挙げましたけれども、受診率がはっきりとわかるわけですね。有料でしていて、次に無料化したといたら、そこが2倍も受診率が上がっている。

常陸太田市でも十分いろいろな手だてをとってきましたけれども、なかなか50%を超えない、そういうところでは、一度、全部とは言いませんけれども、大腸がん検診にしても肺がんのCTなどもありますけれども、どれか1つ無料にしてみたらどうかと。本当に他市のように受診率が上がるのかどうか、私はそのぐらいのことをやるべきではないかと。

当然受診をすれば市民の健康にもつながっていくわけですし、医療費の削減にもつながっていくと思いますけれども、やはり市民の皆さんに受けていただくということが大事なので、無料にしてみるという考えはいかがですか。ご答弁お願いします。

**○益子慎哉議長** 保健福祉部長。

**○滑川裕保健福祉部長** お答えいたします。

各種がん検診につきましては、限られた財源を活用して、各種がんに対応した多様な検査、かつ、新たな検査等を積極的に取り入れながら、効果的に行おうとしているものでございます。

一定の負担をいただくことによりまして、より多くの市民の皆様方が、広く検査を受けていただくことが重要であるものと考えておりますので、今後につきましても、一定の負担をいただく制度として実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○益子慎哉議長** 宇野議員。

**○20番（宇野隆子議員）** がん検診の助成を求めたいと思います。

5番目の太陽光発電施設の適正導入については、30年度に条例を策定するというご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、常陸太田市の条例になるわけですけども、県は50キロワット以上ということですが、本市に合った条例を、今着々と進められているわけで、これは、太田の場合には何キロワットからにしていくのかどうかということで、1点伺いたいと思います。

**○益子慎哉議長** 市民生活部長。

**○西野千里市民生活部長** 実際に条例の対象とする規模でございますけれども、県のガイドラインは50キロワット以上ということでございますが、当市におきましては、50キロ未満につきましても、地域住民の皆さんの環境に影響を与えるような問題については把握をしてまいりたいと考えております。

ただ、どの程度の規模にするかというのは、当然10キロ未満は家庭用、10キロ以上が事業用という、1つの大きな考え方がありますけれども、どの程度の規模にしていくのかということについては検討してまいりたいと思っております。

**○益子慎哉議長** 宇野議員。

**○20番（宇野隆子議員）** よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、もう1点伺います。この県のガイドラインができる前、50キロワット以上の施設が本市にもあるわけなんですけれども、私も相談を受けましたが、騒音とかですね……。

○益子慎哉議長 終了1分前です。

○20番（宇野隆子議員） はい。

騒音とかあるわけなんですけれども、そういった県のガイドライン前にできた施設、何施設かあると思うんですが、これらについても、やはり適切に稼働しているかどうか、調査などをしていってほしいと。必要があれば指導・援助も求めたいと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 既に設置をされている施設につきましてでございますけれども、既に大雨後の状況とか、現地を調査したりということで、担当のほうで周辺に影響がないかどうかの調査をしたりということは実施しておりますし、引き続き、やはり適切に管理できているかどうかについては、定期的に巡回をし、適正な管理をされていくように指導してまいりたいと考えております。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。